

要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難

要配慮者利用施設の管理者等へ避難確保計画の作成等を義務付け

- 平成28年8月の台風10号による社会福祉施設の浸水被害(死者9名)などを受け、近年、**要配慮者利用施設における避難体制の確保の重要性**が改めて認識されている。
- このような状況を踏まえ、**水害・土砂災害から生命・身体を守る**観点から、**要配慮者利用施設に避難確保計画の作成等を義務付け**、より一層、**水害・土砂災害防止**の総合的な取組みを推進する。



計画作成の担保措置

- 計画を作成しない施設管理者等に対して、市町村長は**必要な指示**を行うことができる。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長はその旨を**公表**することができる。

要配慮者利用施設の避難確保体制の構築

防災体制の確認



避難訓練の実施



避難確保計画の作成



従業員や利用者への学習会



要配慮者利用施設の被災事例



平成28年8月台風10号
岩手県岩泉町
高齢者グループホームで9名が亡くなる被害が発生。

【目標】

要配慮者利用施設における
避難確保計画の作成・避難訓練の実施率100% を実現